

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第二百三十八号）（抄） 1

改正案	現行
<p>（指定認定事務支援法人の指定）</p> <p>第一条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「法律」という。）<u>第五</u>条の<u>二十六</u>第一項の規定による指定（以下「指定」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、計画作成都道府県等の委託を受けて同項各号に掲げる事務（以下「認定支援事務」という。）を行おうとする法人の申請により行う。</p> <p>2 計画作成都道府県知事等は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。</p> <p>一 当該申請をした法人が、認定支援事務の運営に関する国土交通省令で定める基準に従つて認定支援事務を適正に実施することができないと認められるとき。</p> <p>二 当該申請をした法人が、法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない法人であるとき。</p> <p>三 当該申請をした法人が、<u>第四</u>条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人であるとき。</p> <p>四 当該申請をした法人の役員のうち、法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者があるとき。</p> <p>（指定の取消し）</p> <p>第四条 計画作成都道府県知事等は、指定認定事務支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。</p>	<p>（指定認定事務支援法人の指定）</p> <p>第一条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「法律」という。）<u>第五</u>条の<u>二十二</u>第一項の規定による指定（以下「指定」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、計画作成都道府県等の委託を受けて同項各号に掲げる事務（以下「認定支援事務」という。）を行おうとする法人の申請により行う。</p> <p>2 計画作成都道府県知事等は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。</p> <p>一 当該申請をした法人が、認定支援事務の運営に関する国土交通省令で定める基準に従つて認定支援事務を適正に実施することができないと認められるとき。</p> <p>二 当該申請をした法人が、法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない法人であるとき。</p> <p>三 当該申請をした法人が、<u>第四</u>条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人であるとき。</p> <p>四 当該申請をした法人の役員のうち、法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者があるとき。</p> <p>（指定の取消し）</p> <p>第四条 計画作成都道府県知事等は、指定認定事務支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。</p>

- 一 法第五条の二十六第一項の国土交通省令で定める要件を満たさなくなったとき。
- 二 第一条第二項第一号、第二号又は第四号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 三 第二条の規定に違反したとき。
- 四 前条の規定により報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 五 不正の手段により指定を受けたとき。

- 一 法第五条の二十二第一項の国土交通省令で定める要件を満たさなくなったとき。
- 二 第一条第二項第一号、第二号又は第四号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 三 第二条の規定に違反したとき。
- 四 前条の規定により報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 五 不正の手段により指定を受けたとき。